

## 会議録

会議の名称	西東京市特別職報酬等審議会（第1回）
開催日時	平成27年5月20日（水曜日）午前9時40分から11時30分まで
開催場所	田無庁舎 3階庁議室
出席者	丸山浩一市長 委員：甚野征雄、高木保男、武田五郎、成田浩、原田久、菱山園子、前田純也、町田雅彦、本橋貞行、和光浩樹（敬称略） 事務局：大久保総務部長、白井職員課長、飯島副参与、河合職員課人材育成推進係長、小林職員課給与厚生係長、山田職員課人材育成推進係主査、加藤職員課給与厚生係主査、佐々木職員課給与厚生係主任、笹野職員課給与厚生係主事
議題	特別職の職員の報酬等について
会議資料の名称	平成27年度西東京市特別職報酬等審議会資料
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>(事務局より開会の挨拶) (委嘱式)</p> <p>市長より各委員へ委嘱状の交付。 (各委員自己紹介・事務局職員紹介) (会長選出)</p> <p>事務局より会長選出の説明を行う。 委員より原田委員の推薦があり、全委員の了承により会長就任。 会長職務代理者（副会長）について、会長により和光委員を指名。 承諾を得て、和光委員が会長職務代理者へ就任。</p> <p>(諮問) 丸山市長が諮問文を読み上げる。 ・諮問事項 1 現行の特別職の報酬額の妥当性について 2 期末手当の年間支給割合を4.20月に引き上げることについて (市長退室)</p> <p>(事務局より説明) 1 審議会の会議時間について、概ね2時間としたい。</p>	

2 審議会は原則公開とする。

3 傍聴人の定員に関して、特別職報酬等審議会傍聴要綱で、「会議場所の広さを勘案して、会長が定める」となっており、本日は10席を用意しており、現時点での傍聴人の人数は4人、用意した席数より少ないので全員傍聴とする。

各委員の同意を得て、傍聴を承認。今後、傍聴希望者が多数の場合は適宜対応することとなる。

4 審議会の会議録の作成について、市民参加条例施行規則第4条に規定があり、附属機関に諮り、全文記録、発言者の発言内容ごとの要点記録、会議内容の要点記録から選択することになっている。

前回の審議会および市で開催されている他の審議会からすると、発言者の発言内容ごとの要点記録が多いということを説明。会長より要点記録であるが、発言した委員に発言内容を確認してもらい、過不足のない形で要点として会議を進めながら確認していきたいとの提案あり。委員より会議録の発言者氏名の公表について、「委員」としたいとの提案あり。発言がしやくすくなることから、発言者の表記については「委員」とすることに決定。

5 今後の会議日程について、月に1回もしくは2回の開催として、全4回を予定しているが、事務局案の回数なので審議経過等により回数が増えることがあると思われる。次回の第2回会議については、6月30日午前9時30分を考えている。

会長：

審議に入りたいと思いますが、事前に配布された資料がありますので、事務局に説明していただき、その後に資料についての質疑応答という形になるということを想定させていただきます。それでは事務局から資料についての説明をお願いします。

○事務局：

資料の順に従いましてご説明させていただきます。

(資料1 西東京市特別職報酬等審議会条例)

1ページの資料1は条例の全文でございます。

(資料2 特別職の報酬等について [自治事務次官通知])

2ページの事務次官通知は特別職の報酬等について第三者の意見を聞くことにより、一層の公正を期する必要が認められるため、地方自治法に基づく附属機関として報酬審議会を設置すること、市長等の給料や市議会議員の報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ報酬等の額について審議会の意見を聞かなければならないということが通知されています。1ページ戻っていただきまして、この通知を基に西東京市特別職報酬等審議会条例を設置しているという流れになっております。条例の内容につきましては、第1条で審議会の設置、第2条で所掌事項、第3条で審議会委員の組織・構成、第4条で会長の設置および互選について定めております。先ほどはこの手続きに基づき進めさせていただきました。

(資料3 西東京市特別職報酬等改定の推移)

3ページでございますが、西東京市特別職報酬等改定の推移になります。西東京市は

合併市でございますので、資料の左上が旧田無市で平成8年12月1日改定時点、右上が旧保谷市平成9年12月1日改定の改定前・改定後となっております。その下になりますが、こちらは西東京市になります。左側につきましては、改定前が合併時、改定後が平成20年4月1日改定分となります。その後、右側のように平成22年4月1日に減額の改定を行ったもので、改定後の額が現在の額となっております。

(資料4 西東京市特別職等及び一般職の年収比較)

4ページでございますが、西東京市の特別職と一般職の年収比較になっております。現在支給されております、市長、副市長、教育長、常勤の監査委員、議長、副議長、各委員長、議員の期末手当を合計した年収額を算出した表になっております。その下の表になりますが、一般職の最高年収者、部長職の年収額を算出しております。一般職の年収額を「1」としまして、上段表の右側で一般職最高年収者と各職との比較をしております。市長は一般職最高年収者と比較して147.6パーセント、副市長は130.9パーセントと、以下のとおり比較となっております。

(資料5 平成27年度 東京都26市の概要)

5ページは平成27年度東京26市の概要でございます。各市の面積、人口予算規模等、基本的なデータをお示ししています。掲載の順番は市制施行順となっておりますが、西東京市につきましては比較の関係上、上段にしております。

(資料6 東京都26市の市長等給料調)

6ページは、東京都26市の市長等給料調でございます。この資料は各市の市長、副市長、教育長、常勤の監査委員におきまして改定前と改定後の支給月額について26市の比較をしているものでございます。この資料も市政施行順で、西東京市を上段にしております。西東京市の順位でございますが、市長は26市中9位、副市長は6位、教育長は11位、常勤の監査委員は西東京市を入れて6市のうち3位となっております。

(資料7 東京都26市の議員報酬調)

7ページは、東京都26市の議員報酬調でございます。この資料は資料6と同様に掲載し比較しております。議長は26市中6位、副議長は8位、委員長等は常任委員会が4つございましてそちらの委員長を務める場合の報酬となります。26市中20市がございまして西東京市は4位となります。議員報酬につきましては26市中10位となります。

(資料8 東京都26市の特別職等期末手当調)

8ページは東京都26市の特別職等期末手当調でございます。西東京市の市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び議員の期末手当は、現行制度では、6月が1.90月、12月が2.05月、合計3.95月となっております。西東京市の一般職の期末勤勉手当は平成26年東京都人事委員会勧告を踏まえ、平成26年12月1日に条例改正を行い、年間支給月数を4.20月としております。26市中17市が一般職に合わせ、4.20月となっております。本市を含めた5市が改正前の3.95月としております。役職加算につきましては、国分寺市を除く25市が20パーセントの加算を行っております。これは一般職の部長級と同率となっております。

(資料9 東京都26市の財政指標調[平成25年度])

9ページ、10ページは後ほどご説明いたします。

(資料11 西東京市及び東京都26市のラスパイレス指数の状況)

11ページは西東京市及び東京都26市のラスパイレス指数の状況でございます。ラスパイレス指数は資料にお示ししておりますが、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数を用いて学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職給料表適用職員の棒給月額を100とした場合の指数となります。西東京市につきましては平成26年度現在では99.5の指数で26市中、狛江市と並び19位に位置しております。

(資料12 平成27年度類似団体の概要)

12ページ、平成27年度類似団体の概要は、先ほど説明いたしました資料5、東京都26市の概要から類似団体を比較した表でございます。欄外にお示ししましたが、類似団体とは、市町村を人口と産業構造を基準に総務省が分類したもので、人口15万人以上で産業構造は2次、3次産業が95パーセント未満、かつ3次産業が55パーセント以上の団体となっております。西東京市と同じ類型は、西東京市を含め10市となっております。人口では八王子市、町田市が突出しておりますが、その他の団体は概ね20万人前後となっております。

(資料13 類似団体の市長等給料調)

13ページは、類似団体の概要と同じように資料6、東京都26市の市長等給料調の類似団体版となっております。市長の給料につきましては類似団体の中では8位となっております。西東京市を除く9市の平均月額は1,036,556円となっております。副市長の給料月額は6位で9市の平均月額は、886,889円となっております。教育長の給料月額は、8位で、9市の平均月額は804,889円となっております。常勤の監査委員の給料月額は、2位で、5市の平均月額は690,000円となっております。

(資料14 類似団体の議員報酬調)

14ページは13ページに引き続き、類似団体の議員報酬版となっております。議長の報酬は類似団体10市で5番目となっております。西東京市を除く9市の平均報酬月額は、643,889円となっております。副議長の報酬月額は、7位で、9市の平均報酬月額は579,444円となっております。委員長等は6市で設定され、平均報酬月額は555,000円となっております。議員報酬は、9位となっております。西東京市を除く9市の平均報酬月額は547,222円となっております。

(資料15 新教育長の給料水準について、資料16 概要)

15ページは新教育長の給料水準についてになっております。諮問文にもございましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日に施行がされました。その改正要旨は、非常勤の教育委員長と常勤の教育長を一本化し、常勤の新教育長の設置がされていること、市長が議会の同意を得て直接任命するため、新教育長の身分を特別職と規定され、新教育長の任期は3年となることとございます。現在の教育長と一本化される新教育長でございますが、現在の教育長の任期中は、

これまでどおりの制度となっておりまして、新たに任命される場合から適用されることになっております。資料の16、17ページが概要をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思っております。

(資料17 特別職等の報酬等の体系と水準について)

18ページは特別職等の報酬等の体系と水準についてで、平成21年11月17日いただきました特別職の報酬等についての答申を一部抜粋したものでございます。平成21年当時、市長等の報酬のあり方について、多くの審議がなされ、あらゆる面から検討を行い、導き出された考え方でございます。(1) 体系の1 市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員が常勤職であり給料及び期末手当はその職責に応じた格付けを行うことが可能である。その際、準拠基準としては常勤である一般職の部長級職員が最適であるということですが、市長等の特別職の格付けを考えた時に、市長等は常勤職で給料、手当はその職責に応じるものであるというものであります。市長、副市長、教育長の格付けの順位が逆転するということはありませんので、そういったことを反映させるといった考え方でございます。そして何を基準に反映させるかということですが、一般職の最高支給を受けている部長級の職員を基準にするという意味でございます。一般職の部長より上位の職にあり、その職責に応じて位置づけることがよろしいのではないかとということでございます。

2 特別職等の職員の格付け割合算出につきましては、本市を除く8市、現在9市でございますが、類似団体の平均値と本市を除く東京都25市の平均値の間で相互にバランスの取れた値をもとに検討することが適当であるということですが、割合の算出を行うにあたって、類似団体の自治体の平均値状況でありますとか、25市の平均値を確認しながらバランスの取れている割合になっているかということでございます。

3 議員報酬に関してでございますが、法的性格は曖昧でございます。地方自治法の改正により議員報酬が他の非常勤職員の報酬規定から切り離されたため、純粋な意味での非常勤には相当しないと考えられるが、格付けについては常勤職の準拠基準である一般職の部長級職員を上回らない程度にすべきであるといことでございます。これは議員は非常勤特別職でありながらも、その他の非常勤特別職と同等に扱えない面もございまして、議員活動等と考慮すると部長級職を基準として考えることが一つの目安になるのではないかとあります。ですが部長級を基準とした場合につきましては部長級の年収額を上回らないであろうということでございます。

続きまして、(2) 水準でございますが、社会経済情勢及び市民感情を特別職等の職員の報酬等の水準値にどう反映させるかということに関して、一般職の部長級最高年収額を水準値として用いることは、当該年収が人事院勧告及び東京都人事委員会勧告を反映しているため、結果的に、その時々々の経済情勢、ひいては市民感情を一定程度反映しているという考え方でございます。ただし、西東京市の財政状況が悪化した場合には、相当の見直しが必要である、ということが水準に関しての考え方であります。

(資料18 設定倍率による年額及び月額)

19ページ、設定倍率による年額及び月額でございますが、上の段、1の年額の表の上から三段目、「設定倍率1」をご覧ください。今までご説明しました体系の考え方から導き出された設定倍率を記載してございます。市長が1.5倍、副市長が1.33倍、教育長が1.18倍、常勤の監査委員が1.03倍、議長が0.95倍、副議長が0.85倍、常任委員長等

が0.825倍、議員が0.8倍となったものでございます。現在がどのようになっているかですが、同じ表の「現行の年額4」が支払われている年額で、その下の欄「現行倍率」が「部長級年収額2」と比較した倍率になります。「設定倍率1」と比較しますと、市長1.48倍、副市長1.31倍と0.2ほど低くなっております。これは一般職の期末勤勉手当が4.20月になっておりますが、特別職につきましては3.95月で変更されていないことによる影響と考えております。

次の20ページでは、設定倍率により算出した給料月額等と現行額の比較になりますが、1は期末手当の支給率を現行の3.95月とした場合、給料月額がどの程度影響を受けるかということで、市長を例に挙げますと月額15,000円引き上げるとバランスが取れるということでございます。

次の21ページでございますが、2 期末手当を4.2月にした場合でございます。同じく市長を例にしますと、給料月額を3,000円マイナスするとバランスが取れることとなります。市長同様に副市長ほか、20ページ、21ページで比較しておりますので後ほどご覧ください。

簡略した部分もございますが、以上で資料の説明を終わります。

○会長：

こういった資料を読み慣れていない方にとっては難しい資料ではないかと思っておりますので、私の方で要約してみたいと思っております。特別職の報酬の決め方については昭和の段階から法律を決めていくらしなさい、という決め方をしていません。地方自治体で、西東京市は西東京市で考えなさい、というようなスタンスです。ただし、市民の方からの意見をいただきながら決めるべき、条例を定めましょうということで、どの自治体も同様な対応しているということになります。全国の自治体でいくらするかということを手勝手に決めるのではなくて、基本的には条例をつくって審議会の場で意見を聞きながらということになっております。では、報酬はどのように決めたらいいのかということは今までも審議会の場で決めてきたのですが、おおまかにどのように考えていたかと言いますと、前回の審議会で私から「体系」と「水準」の二つの観点から整理する必要があるのではないかと申し上げて、先ほどの資料17のような整理をして、最終的に市長に答申しました。「体系」と「水準」について、もう少し説明いたしますと、当時、私が会議でお見せした資料になりますが、内閣総理大臣の給与はどうやって決めるべきかということについて、国が10年ほど前に検討していました。当時、総務省が世界の先進国の総理大臣の給与の決め方を調べた結果、一般職、国で言うと事務次官の給料を「1」とした場合、総理大臣の給料をいくらしよう、という発想で決めていくということがわかりました。内閣総理大臣と市長を同じ特別職という考えて、まずは一般職の給料がいくらなのか、それに一定の係数をかけて議論したほうがいいのではないかとということでお示した記憶があります。これは私が「体系論」と名付けた議論です。一般職で最高の月額に、議長であればいくら出すべきなのか、市長であればいくら出すべきなのかを考えましょうということです。市長と副市長のバランスをどのようにとったら良いかということについて、決裁権限等、どのような権限を持っているかということから一定のバランスを持って考える、というように考えたわけです。これが先ほどの資料18の設定倍率による年額及び月額を見て、市長の設定倍率を1.50にして副市長、教育長の設定倍率を刻んでいったと思っております。議長以下についての扱いは難しいのですが、毎日、議会の会議があるわけでない、ということもあり非常勤に類する職ということから

部長級の給料を超えてはいけないであろうということで、議長から副議長と少しずつ刻んでいったと思います。このように役職の役割に応じた格付をしましょうということが「体系論」と言います。では「水準論」とは何か？ですが、市長で言いますと「X」かける「1.50」といったら、「X」はどうやって決めるべきなのか、ということになります。これについては、私は自動的に人事院や東京都人事委員会の勧告に沿った方が良いのでは、ということをお前の報酬等審議会で言いました。「体系論」と合わせて「水準論」をどう考えるか、という点では「体系論」と関わることにはなりますが、部長級の最高月額を基準として判断していったら良いのではないかと、「X」かける「1.50」が市長の給料であれば、「X」は部長の給料だ、と考えたらと整理したものです。格付、すなわち体系の方は市長、副市長の役割が変わらない、極端にいうといる必要はない、だけれども水準の方は部長の給料が上がったり下がったりすることがあり得ます。今回は、景気が悪く4ヶ月をきっていた職員のボーナスが人事院勧告に基づいて、4.2ヶ月に増加した、ということです。そうした水準は動いているので、今回の報酬等審議会では、その水準が動いたところについてはどう考えるのか、資料17にあるように、西東京市の財政状況が著しく悪化したのかどうかの確認が大事になってくる、ということです。事務局で説明されたところを説明いたしました。最初からわからないといったところも含めて質問があれば、事務局にお願いします。

○委員：

「体系」と「水準」についてはそれなりの理解をしました。国会議員の歳費の場合も一般職の棒給を上回らないということで決められているということなので、部長職をベースにすることについては妥当性があるかと思いますが、資料17の「体系」の所で「一般職の部長級職員を上回らない」ということになっているのですが、数値の所では、「部長級の最高年収額」を水準にするというところが、なぜ変わるのかと思います。国会議員の政策秘書などは霞が関の課長職の平均を取っているのではと思われることと、資料18で「設定倍率1」について、1.50、1.33、1.18、1.03と落としていっていますが、数値が、どこからどのような根拠に基づいているのかわかりません。それと設定倍率の現行年額を比較するという意味にどのような意味があるのか、設定倍率のところは正しいということで比較したときはその差額が出ている、ということをお前の言わんとしているのだろうけれども、「間差」の考え方と算出に基づいてこのようになっているのかわかりません。

○会長：

委員のご質問は、審議会が3、4回目くらいの議論でするようなレベルの高い質問ですので、これに回答していただくのも良いのですが、まずは資料全体で、これがわからないといったことを質問いただいた後に、委員の質問に事務局からいくつか回答いただきたいと思っています。資料全体でのご質問はいかがでしょうか。

○委員：

他の委員の皆さんからの質問がなければ、事前に資料へ目を通しての質問が色々あります。

○会長：

では先にそちらの質問をいただくことにしましょう。

○委員：

まず、条例からお聞きしたいのですが「特別職報酬等」の「等」となっていますこの「等」について体系図を作っていたけるとわかりやすので、月額、手当、費用弁償、政務調査費、事務組合などに行った時のことも含めて、どこまでのことになっているのかということについて整理していただきたい。なぜ、こういうことを言うかと言いますと、過去の答申を見ていると、言葉の定義が少し曖昧でないかと思えます。言葉の定義をしっかりとやっている、今回の審議会で、どこのことを聞いている、ということをはっきりとする必要があるのではないかと思えます。それと第6条の公聴会等について設けられている趣旨と過去に公聴会を開いたことがあるのか、今回、必要に応じて公聴会や参考人の意見を聞くことができるのでしょうか、もう少し6条の趣旨を教えてください。

○会長：

では一点目の質問ですが、報酬等の「等」に何が入っているのかということと、報酬等に入らないものがあるのか、私は一部事務組合の議員としてのものは入らないと理解しておりますが、事務局のご説明はいかがでしょうか。

○事務局：

次回、資料としてお出しした方がよろしいかと思えますが、概略を説明させていただきます。常勤職の場合につきましては「給料」という形になります。それから「手当」として期末手当が支給され、合わせて「給与」となっております。議員の場合は「報酬」という形で月額と期末手当になり、そのため「報酬等」となります。その際には西東京市からお支払いする報酬＝給料とお考えいただければと思います。例えば一部事務組合で議員をしているという議員の方もいらっしゃいますし、市長も兼ねて務める場合もあります。そちらは除いて西東京市から支払います「給料」・「報酬」となります。

○会長：

政務調査費は別途、条例があつて金額が定められていると私は理解しておりますが、そのようなことでよろしいでしょうか。

○事務局：

定められておりますけれども「報酬」の中には入っていません。

○会長：

対象とするのは「給料」と「報酬」、「期末手当」ですね。その他にいろいろな立場で出られているものについては含まない、政務調査費も含まないということですね。二点目はいかがでしょうか。

○事務局：

二点目の第6条の関係でございますが、公聴会を開催したという記憶はございません。参考人という形になろうかと思えますが、議員の活動について、議会以外にどのよ

うなものがあるのか、財政に関して財政の指標の見方はどうなのかといったところで、各担当部署の職員に参加してもらい説明したという経緯はございます。それが参考人の意見を聴くといったところに入るのかと思います。それ以外の識見者の意見をいただいたということは今までありません。

○会長：

前回の会議で、議会の活動について説明があったかもしれませんが。私の経験ですが、昨年か一昨年に静岡県で報酬審議会のようなところに呼ばれて特別職の報酬とはどのようなものかということについて説明したことがあります。今回の審議会のメンバーの方々は、法律の専門家の方もいらっしゃいますし、地場の、西東京市の感覚に詳しい方々が多いので基本的にこのメンバーで足りないということはないとは思っていますが、財政状況や議員の方がどういった活動をしているのか知りたければ説明いただく、と個人的には思っています。また、この場の議論の中で、こういうことについては説明して欲しいということがあれば、職員、学識経験者がということがあれば考えていきたいと思えます。

○委員：

先ほど、議員のことが出ましたが、議会と議員の活動状況についても定量的にわかるもの、例えば男女比、平均年齢、年間で出した議案数、それに対して否決された件数といったような、特に否決された件数について知りたいです。議会が提案したが、議会で否決されたというような件数が何件あるのかということです。

○会長：

この質問は議会事務局がいませんので難しいと思いますが、議会の活動について出せるものについて、開催の日数についてやオフィシャルにしている活動については議会事務局に可能な限り照会してください。

○委員：

会期の日数や開催された日数などを時系列にして、できたら西東京市だけでなく比較の基準で良いのが小平市と思われますので、そちらも調べていただきたい。

○会長：

それは、この場だけではなかなか議会事務局から議会事務局へ尋ねることになりそうなので、可能でしたら調べてみてください。

○事務局：

活動もどこまでを公式な活動とするかについての定義が難しい部分がありますので、可能な限り議会事務局と調整をしながら、この程度まで作ることができるということを示した上で事前に配布できるよう努力したいと思えます。

○委員：

わからなければ、他の自治体で作成した時系列で件数がどのくらいあるかといったフォーマットがありますので、定量的でわかるものについて出していただくと良いかと

思います。議員の方の職責がわからないと給与の対比がわかりません。財政状況や市民感情はありますが、活動状況に対する対価でしょうから、活動状況がどうなっているかというところがわかると良いかと思います。

事務局：

一番危惧しているのは、活動状況が公式的なものなのか、公式に準ずるようなものなのかになるのですが。例えば議長ですと、子供の野球大会の挨拶に行くといったことなど、ある意味公務ですがお願いして来ていただくこともあると思います。そのあたりのとらえ方なののですが。

○委員：

細部は良いと思います。

○会長：

これは確実に公務ということをつかんでいただければ良いと思います。

○事務局：

資料をお持ちということですので、後ほど拝見させていただきそれに合わせて作成させていただきますということでしょうか。

○会長：

そのようにいたしましょう。

他の委員の方はいかがでしょう、委員からは大事なところから質問いただいた、という感じがしていますが。

それでは委員から質問いただきました「体系」と「水準」について私からざっと説明しましたが、その点についての回答を事務局からいただけますでしょうか。

まずは「一般職の部長級」の表現の仕方のところで、体系と水準のところで一般職の部長級職員が最適であると書いてあるのが、水準のところでは最高年収額となっているのは何か違いがあるのかということです。

私の記憶では最高年収額を想定していたのではないかと思います。平均でしたでしょうか。

○事務局：

平均ということではないと思います。

書き方の部分で見落としした部分がありますが、最高年収者と理解しておりますが、この体系の議論の時に、当時の議事録からはわかりませんでした。

○会長：

私の記憶ですが、平均ですと部長が5人～6人いると思いますが上の人と下の人がいますよね。そのため、平均すると上の人金額より恐らく下がってくる。平均を取ってしまうと常勤監査委員は1.03かけていますが、それをかけたとしても部長級を上回らない、部長級の方が上の人が出てきてしまうので、おそらく最高金額にしておかないと1.03かけた場合に、常勤監査委員と部長の最高級がひっくり返ってしまうということが

あるかと思えます。

○委員：

国会議員の場合は「最高」になっています。事務職の一番高い人を上回らないということになっています。

○会長：

ですから、言葉は多分、その当時の会長が求められたと思いますが、同じ意味だと私は理解いたします。

もう一点質問をいただきましたでしょうか。

○委員：

資料18の設定倍率の1.50、1.33についてです。

○事務局：

25市を調査しまして、市長の報酬額を部長の最高号給と比較した場合、1.50～1.59の間にあったと記憶しておりまして、そういったことから1.50にしたということでございます。

○委員：

そうすると全て類似団体や26市の平均をとっているということですね。

○事務局：

副市長、教育長、常勤監査も同じようにやっていったという訳ではありませんが、市長で比べるとそうであるから、副市長の比較の時もこの範囲の中にあるということで、全てを比較してこの設定にしたということではありません。

○会長：

議事録を見ないといけないと思いますが、多分、まずは市長を考えたのかな、と記憶しています。市長で1.59にするのかということと端数だから、市民にもわかりやすい1.50という数値にしたのかと思います。どうして1.50にしたのかといいますと26の市で必ず市長も副市長も教育長も置かれているはずだ、そしてそれぞれ同じ仕事を地方自治法に基づいてしているはずだ、ということで26市の役職の人たちが一体、一般職の部長級の給料の何倍を貰っているのかということ調べた平均を考えていけば良いのではないかと、だいたいこのあたりでということでパーセンテージを出していったと記憶しています。

○委員：

この資料18の作り方だと設定倍率1.50がある意味、基準になっているわけですね。現行の年額と比較しているものですから、この設定倍率の算出根拠と考えたを明確にして、市長が1.50だったら副市長が1.33で間差が0.17になっていますが、その次は0.15、その次も0.15で、その算出の考え方、それが基準値になっているわけで、現行の年額4に対する比率・差額が出てきますので、そこはきっちりと説明しておいた方が良いので

はと思います。

○会長：

私が言うのもなんですが、ここは西東京市の報酬等審議会が一番優れたところだと思っております。他の自治体がどのように決めているのか知りたいのですが、適当にという言い方は良くありませんが、他の自治体と比べていくらしよう、ということで恐らく決めているのではないかと思います。こういう割合を明確に出して決めているというのを私は知らないのですが、体系論や水準論といったことを整理しておこなっているところを事務局は知っていますか？

○事務局：

本市くらいだと思います。場合によっては金額を提示してご審議いただく自治体もあります。

○委員：

この答申の内容について、体系と水準というのは正直、世間的、学会的に見て妥当性があるのかと思います。実は他の団体では議員の計算方式で五つくらい色々な計算方式があるようです。体系と水準にしているということで部長職を「1」とすることは普遍的ではないかと思います。

○会長：

おっしゃるとおりです。私が前にこの仕事をお願いされた時に、いろいろ文献を見て、どのように決めているのか、他の団体はどのようにしているのかを調べました。理論的に説明しているの団体は全くないです。それで私が依拠したのが総理大臣の給与はどのように決めたのかという審議会の報告です。多分、それ以外にきちんと理論的に整理したものは無かったので、こういうものではどうか、ということをお申し上げました。ですから他の団体はもっと理論的に考えるべき、というのが私の主張です。

○委員：

26市の平均、類似団体の平均を前提におかれていると思いますが、私はそれだけでなく、西東京市の経済状況、いわゆる行政というのは税金収入でやっていくわけですから利益を上げるということはありません。その中で、議員の給料、市長の給料を上げれば良いということではなくて、もう少し市民感情や全てを鑑みただ中で、例えば、一般会計の中で収入はある意味600億あります、実際にはこれはこうなっている、では実際の1,000円を税金で納めた時、事業投資経費として何パーセント、何円使えるのか、そういう問題も考えなければいけないと思います。ただ単に類似の数字だけであてるのではなくて、この西東京市の経済状況も踏まえた上で数字というものは考えていかなければならないのではないかと考えます。

○会長：

適切なお意見をいただきました。

先ほどの資料17のところ、水準論のところでお申し上げましたが、本市の経済状況はきちんと見ていかないといけないかな、と思います。資料にも本市の財政状況が著しく悪

化した場合には見直しをしましょう、ということですので、多分、前の答申を出した財政状況と比較して今日の財政状況がどうなのかということはこの審議会でも出していただく必要がある気がします。それに関連する資料としては、ラスパイレス指数はありましたが、財政に関する資料はありましたでしょうか。

○事務局：

資料9、その説明として資料10をつけております。

事務局も専門ではありませんので、用語とこのような位置にいるということについては説明をさせていただいても良いでしょうか。

○会長：

特に財政力指数を中心に説明をお願いします。

○事務局：

9ページの資料9をご覧ください。

東京都26市の財政指標調となっております。まだ平成26年度決算が固まっておりませんので平成25年度ということでご了承いただきたいと思えます。

上段の表になりますが、最上段に西東京市を表示しております。

まず財政力指数ですが、26市中17番目、実質収支比率につきましては25番目、経常収支比率は7番目、実質公債比率は21番目、人件費比率は12番目でございます。財政力指数でございますが、自治体の財政力を判断する理論上の指標ということでございまして、標準的な自治体における標準的な収入であります「基準財政収入額」がございまして、そこから標準的な需要額「基準財政需要額」を割って求められた数値になります。一般的には、直近3カ年の平均数値が財政力指数として採用されています。西東京市は17番目ということですが、全国レベルの類似団体ですと50団体ありまして、そのうちのちょうど真ん中あたり、全国平均の数値ですと0.49、東京都の平均ですと0.73ですので必ずしも良いということではありませんがそういった状況になっております。

○会長：

私から少し補足します。

前回の報酬等審議会でも申し上げたのですが、西東京市の0.82という数値は全国的に言いますと化け物です。こんなに良いということは先ほどの平均もありましたが、財政力指数が「1」に近い団体というのは非常に珍しいと言って良いかと思えます。ですが、東京都下の自治体、多摩地区は全国的に非常に高く、全国的に見ても明らかです。例えば武蔵野市が1.4とか、府中市が1.09というのは不交付団体ということで、地方交付税がなくても自前でできる団体なのですが、全国的には例えば九州でこういった団体があるかといえませんがありません。ですから26の団体で比べると西東京市は悪いと思われるかもしれませんが、状態としては良い状況です。ですが、どんどんお金を使って良い状態にあるか、と言うとそれは全く違うことになります。東京都下の団体は非常に人口が多いです。そして面積が非常に小さくて行政サービスが効率的に展開できるということで、非常に恵まれた状況にあるということは全国的に言えると思えます。

○委員：

今の財政力指数については「1」を超えると交付税が来ない、それは全国でも五十前後の団体しかありません。ですからそういう意味で西東京市は財政力指数では抜きんでいます。ただ、都内は武蔵野市、三鷹市、調布市といったところがありますから、ちょっと見劣りしますけれども、オール日本ではかなり豊かな財政力があるかと思いません。それと隣の実質収支比率も収支決算の標準財政規模に対する割合で、これも3~5は適正です。高ければ良いというものでもないでこれは良いと思います。経常収支比率は高い方が悪く、弾力性があるという意味では低い方が良いものであるので、資料の順位が逆です。ここでいきますと、一番低い85とか90の順位が上です。実質公債比率も公債費の他に様々な形で義務的な経費を分子にして、分母が標準財政規模ですから、これも低い方が良いです。これも逆のような感じになっていますね。高い方が良いというように書かれていますが、逆に低い方が良いです。それとなかなか考えられないですが、マイナスという公債費比率といったところは想像できませんけれども、こういったところは称賛に値する財政運営だと思います。それと三番目の人件費比率で、考え方が難しいのですが一般的に言いますと義務的経費の人件費比率は少ない方が良い、ということがありますから、この順番も逆かと思えます。26市は色々な、八王子市のように中核市にいくような50万、55万人の都市から、小さな5、6万人の都市までありますから26市全体で比べるよりは、その下の類似団体、似た者同士、先ほど小平市のお話もありましたが、こういったところで比べる、そういった意味では資料は良くできているな、と思えます。ただもう一つ、資料17の体系と水準の中の水準の中で「本市の財政状況が著しく悪化した場合には」ということで、現在の財政状況はこのデータ等を見る限りはそれなりの良い状況ですが、西東京市の場合は、合併で交付税の合併加算をされていますね。あれが10年で止まってしまって、それで大変だ、ということが去年あたり全国的に言われています。そういう意味では、現在の財政状況は色々な意味で標準より、26市とか類似団体の中で良いのですが、今後、交付税、合併特例、加算が減少した時にどうなのか、それは数年後の話ですが、そういったことも財政課へ聞いてどうなるかをお示しいただきたいと思えます。

それと資料17の体系と水準ということで、最初、拝見した時になかなかユニークだな、先ほどの会長のご説明等の中でのなるほど、こういうのも一つの考え方としてある、他の団体との対比でちょうど真ん中くらいというよりも、むしろこういう一つの理論で考えていって、結果としてしかもそれが他の団体より突出して高いとか低くないということであれば良いのかな、と思えます。ある意味これは西東京市セオリーという形で、しかも国の方の根拠等もあるので、これはユニークで良い考え方だろうと思えます。そこで二点ほど細かい質問をさせていただくと、体系の3で一般職の部長級の職員を議員が上回らない、係数でも0.95という数値が見えるのですが、車の両輪論、良く執行機関と議会が車の両輪で頑張ります、といった時に部長級職員を上回らない程度ということはどういうことなのかな、とある意味特別職の市長とか副市長を上回らないというのはわかりますが、なんで一般職員も上回ってはいけないのか、といったところをまた皆さんで議論していただけたらと思えます。それと、先ほどの水準の中の委員もお話されていましたが、資料で見えて資料4の一般最高年収者との比較ということで、部長級も給料表があってその一番上の等級の人との比較だろうと思うのですが、下の方、一般職最高年収者で部長Aと個人が出てきますが、この部長が辞めて次の人が、一番最高で部長Bが年齢57、勤続年数例えば35年だと年収が下がりますよね。そうするとその人にリンクするというのは、言わば変な話です。仕組みの中の最上値となるのであ

れば良いですが、運用されている個人の比較で、端的に言うと一部長の給与で市長とか副市長とか議員の給料が動いていくこととなります。多分、前回の議論の中では、原田会長の議論はあくまでも部長平均でもない、平均ですとかなり下がってくると思いますし、ですから次回までに部長級の給料表を計算して、給料表の平均なのか、現員の平均なのかも含めて、それがどうなのかということと、やはり理論的には一般職の部長級の最高年俸と言いますか、号給の人からやらないと、部長が毎年変わった途端に、事務的にはあくまでも参考だという趣旨かもしれませんが、そうであればこのような表を入れない方が良いのかなと、行政経験があるので申し上げました。

○会長：

一点目につきましては、なぜ「1」を下回っているのか、上回らない程度にすべきかということについては、車の両輪の話がありましたが、本来、議会と役所というのは両方あって二元的な代表なのだから両方大事と考えるのですが、議員は非常勤職である、毎日ここに議員の方が来るわけでない、となると毎日来ている人よりも毎日来ないの方が高くなるということはまずいだろう、という考え方で整理をしたところです。

二つ目は私も前の水準と体系の議論を披露した時に思いましたのは、毎年度やるのか？ということでした。例えば部長の年齢が高くなるとだんだん高くなるわけですが、その人が辞めて、若い人が来た場合に毎回、毎回対応させるのか、要は報酬等審議会の考え方を毎年度更新していくのかどうか、ということについて議論は当然ありうる訳ですが、そこまでは考えていなかったのだろうと思います。でも毎年やることはないだろうという気はしますので、後はどのタイミングでやるのか、5年が良いのか、それとももう少し短い方が良いのか、本当にリアルに反映させるためであれば毎年やるのが良いのでしょうか、それをやると毎年度この会議をやるのか、ということになります。やらない方法としては自動的にそのように決めてしまって、毎年度、市長の給料が上がったり下がったりするということがありうると思いますが、たまたま部長の方が、辞めたということで市長の給料がその翌年度に下がるということになって良いか？というところも少し違うかなと思います。自分自身が仕事をしていない、というのは別ですけど、たまたま部長が辞めたから給料が下がったということを市民の方が納得するかという変な気がします。

○委員：

今、委員がおっしゃったとおり、ある面では等級が変わってくる、例えば部長は何等級の何号俸となっているわけですね。そうすると今の状況、今の西東京の最高がどのようなのか、そこを基準にするとか、そのような形で明記すればわかりやすいのではないのでしょうか。59歳、何等級で最高の号俸をもらっている部長が辞めて、今度は等級が一緒だけれど号俸が一番下だと雲泥の差が出ますよ。そこを委員がおっしゃったのは基準をしっかりとしなさいということだと思います。そうすればこの中で、最高額がここですから、というのを位置付ければある程度の年々、例えば辞めた場合にも給料は変わらないだろうという見方ができます。

○会長：

少しだけ整理しますと、他方で給料表というのは東京都のものを使っているのですよね。多分、号俸でいうと100くらいありますか？最後はどのくらいまでありますか？

○事務局：

今、部長の給料表ですと東京都は4号俸、4つの固定給しかありません。

ただ、西東京市は東京都の部長と格付、行政規模が違い、管理している内容も違いますので、今は20号給で留めております。

○会長：

20で頭打ちにしているということですね。

○事務局：

頭打ちは13号で経過措置で切っております。

○会長：

20までであるが13で止めているということですね。

委員がおしゃるには、13号俸を使えば良いではないかというご意見ですね、一つの意見としてありうるものですね。

委員：

多分、国会議員の歳費が一般職を上回らないといった時に、議員の場合は一般職が事務次官ですから金額が決まっています、私もよく分からないのですが議員の歳費が一般職の最高号俸を上回らないというような規定が地方自治法にあるようなことを目にしたことがあるので調べていただければと思います。それともう一つ、先ほど委員が言われた最高号俸が違うからといって、基本的に議員は最初に4年任期ですので最初の時に上回ってなければ、毎年、毎年やる必要は無いので、要は傾向値を見れば良いだけであって、毎年やる必要は無いだろうと思います。4年間の任期ということ的前提にするのですから。

○会長：

頻度としては4年に一回で良いのではないか、あるいは4年間で変更する必要はないのではないということですね。

だんだんと議論が深まってしまいつつありますが、今のような最終的な議論を想定しながら今後も進めてまいりたいと思いますが、聞き漏らしたということがありましたら時間も終わりに近づきつつありますので。

○委員：

私は一般市民で、今日、お聞きして自分が知識や勉強不足だと痛感しているのですが、3年前に引っ越してきました、とても近いところでの引っ越しだったのですが、突然ごみ袋が有料化されていたり、子供の医療費免除の期間が違っていたりなど、わずかな距離でも行政区が違くと住民サービスも違うということを感じたのですが、水準のところ、**「財政状況については、楽観視できるというわけではないが、比較的安定した水準」**というところで、数字以外の住民の満足度、要するに住民の方がみんな幸せだったら職員の方も市長の方もいくらでもという、究極論ですけれどもそこに不満を持つ市民の方っていらっしやらないと思うんですけど、数字以外の市民の方の満足度は体系に

どのように反映することができるのか、と漠然と感じました。

○会長：

それは非常に難しい質問ですが、事務局はいかがお考えですか。

○事務局：

まずはそれをどう数値化するかということになると思います。ですので、満足度調査というのは私ども自治体の中で、企画等の部門で行っています。それはどの程度、西東京市に満足しているか、割合程度のことでしたらお示しできるのではないかと思います。それを数値化することについては、なかなか難しいのではないかと思います。

○委員：

一般企業でしたら、業績や色々なことで、効果に対する報酬みたいな側面があると思いますが、公の組織の場合、何をもって頑張った部分と言えるのはすごく難しいな、と思った時に、今おっしゃられた満足度調査の結果というのは、多少なりとも何らかの根拠になるのか、と思うんですけれど。現状、その調査結果はどのような形でフィードバックされているのですか。

○会長：

今の委員の意見は、役所というのは利潤を上げるところではないので、パフォーマンスについての市民の満足度というのが、一つの給料を上げたり下げたりする尺度になるのではないかと、ということですが、アンケートとしてはいろんな自治体でとっているのであるとは思いますが。問題は他の団体と比べて、うちの自治体がどのくらい満足してもらえているのかというのは、なかなか調べづらいのではないかと気がしますがどうでしょうか。

○事務局：

おっしゃるとおりでございます。満足度調査のお話をさせていただきましたが、調査をしたのが、かなり経過しているということもありまして、それがどの程度今回の審議の中で反映できるのか、というところで、ちょっと自信がないのですが、用意いただきたいということであれば、調査をさせていただきたいと思っております。

○委員：

満足度調査に限らず、何らかの西東京市で優れている面とか行政サービスとか、もしくは、今後の課題のようなものがわかればいいなと一市民として思うのですが。

○事務局：

住民がどのようなことを要望されていて、それに応えているかということになるかと思いますが、他の自治体と比べてどうかということだと市で行っている事業を他市と比較するということになりますので、それはなかなか難しいかなと思います。

○委員：

先ほど、財政状況については色々言いましたが、それはあくまでも一つの基準で、そ

れ以上に、今、委員の市の行政にどこまで市民が納得しているか、そこの方がポイントだと思います。やはり納得していれば、お手当がたくさん出ても、人件費比率が上がっても良いと思うでしょうし、そこの数値化は難しいのですけれども、例えば市政アンケートですとかをやっているならば、それを系統的にどうなのか、あるいは類似団体の中でも八王子市、町田市は外して、ほぼ人口20万くらいのところでどうなのかとか、そういうのがあった方が、財政的にこれだけお金を出しても大丈夫です、というのはあくまでも最後ですから、どの水準が良いのかは、みんな一生懸命やっている、だったら先ほどのボーナスの4.20月が職員にはいっているようですが、特別職にもやろうか、というその市民の方の市政に対しての納得というか、数字も大切ですが、それが財政の数字以上に必要かなと思います。

○会長：

満足度が低ければ、下げて良いのではないか、という議論は恐らく大いにあると思いますが、満足度が高い時にも良くやった、がんばったじゃないかということに合わせて考える必要があるのではないか、という議論もありうるわけです。市民からすると、パフォーマンスが上がって満足度が高いのは市長のおかげなのかという議論もあつたりすると、なかなかそのあたりは難しいです。市長の執政なのかというというところですね。一般職の給料には人事評価が行われて、業績給や能力給と言う形で本人の努力が成果に結びつくような給料体系が導入されているのですが、特別職の場合は「いくら出す」ということしか決まっていない。多分、全国的に見ても固定的な給料のしくみになっています。ご指摘の点は非常に今後の課題としても大事なポイントかな、と思います。ですから頑張るからお金をといた人に頑張ってもお金をあげないということが許容されるのかという、民間企業と比較すると厳しいとは承知していますが、どう考えるかということは論点としてあるかと思います。

○委員：

5年前にもこういう会議をされたということですが、平成22年4月1日の改定で軒並み下がっていますが、これは下げようということで計算方法を変えたのか、それとも計算方法を変えた結果、下がったのかということが気になりました。下げる必要があつて下げたということでしたら、今回のこの会議においてまた、もう少し下げなければいけないという理由があるのかということで、先ほどおっしゃられた今の財政状況から下げる必要があるのか、ないのかも知りたいと思います。

○事務局：

諮問については、あくまでも報酬の妥当性について諮問させていただいておりますので下げることも上げることも前提にしません。ただ、ご審議いただいた結果、下がったという認識です。

○会長：

下がった原因の一つは、昔は期末手当が全国的にもう少し高かった、3.95月はおそらく今までの人事院勧告でもかなり低い方です。ですから反映させれば、給与は下がっているのが結果的には下がっている。今は4.2月になっていますので結果的には上がっていくということになるだろうと思います。ですから上げる、下げるというのを前提にし

て議論した記憶は無く、こういう風にして決めましょうというのを前回決めたわけで、当てはめてみたら下がった、という理解でよろしいですね。

○委員：

皆さんの意見を聞いていて、ある程度、熟知、読んできているのかと思います。今日はこういう形で進んできた、逆にもう一回、次の会議の時に復習しながら進んでいくのがベターかなと思います。今、質問があったことについては事務局の方でそろえていただいて、それについて次回、しっかりやられた方が進むのかなと思いますけれどもいかがでしょうか。

○会長：

おっしゃるとおりだと思います。

今日は資料を前提に議論いただいたわけですが、ランダムにフリートキングで、ということでしたけれども、ある程度これからは論点を絞って、これについてはどう思うのか、これについてはどう思うのかということをもう一回、復習というか、本番ということに進めていきたいと思います。その点は私と事務局の方で論点を整理してこういう論点について、今回やりますということをおそらくあまり議論があちこちにいかないようにしてまいりたいと思います。もし、今日の議論の中で聞き漏らしたということがありましたら事務局宛てにご連絡をいただければ、それも合わせて資料のご用意をいたします。特に委員がおっしゃいました財政の状況については合併市特有の問題もありますので、財政課が説明されるのか、資料を用意されるのかわかりませんが、少しお考えいただきたいと思います。

○事務局：

最後にご確認させていただきますが、ご要望のありました資料関係につきまして、各委員からもう一度お話をお伺いした中で、意見であったのか、資料として要求されている部分なのか判断しかねる部分もありましたが。

○会長：

基本的には意見ではなく、資料が欲しいということでご理解ください。

○事務局：

可能な限り対応させていただくということでよろしく願いいたします。

それから第2回目の会議でございますが、会議の冒頭に申し上げましたが6月は第2回市議会定例会議の関係がございますので、定例会議終了後ということで私どもの案としましては6月30日の9時30分から11時30分と考えてございますが、今の段階では皆様いかがでしょうか。 ※各委員、「良い」との声あり。

改めてご通知いたしますのでよろしく願いしたいと思います。

資料につきましては可能な限りご用意させていただき、事前にご送付できるようにさせていただきます。

○会長：

それでは本日の審議会を閉会といたします。

以上